

特定倉庫業者の物流効率化法への対応の手引き

令和8年2月

目次

本手引きにおける用語の定義	1
1. 制度の趣旨・概要	3
2. 必要な手続の解説	3
様式第5. 保管量届出書	4
様式第6. 特定倉庫業者指定取消申出書	7
様式第7. 中長期計画書	10
様式第8. 定期報告書	15
3. 指導・助言や罰則等の措置について	28
4. よくある質問について	30
5. 問合せ先	34

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0	-	初版。2026年2月13日施行

本手引きにおける用語の定義

用語	定義
法	物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)の略称 ※本手引きにおける条番号は、令和8年4月1日施行の改正後のもの
令	物資の流通の効率化に関する法律施行令(平成17年政令第298号)の略称 ※本手引きにおける条番号は、令和8年4月1日施行の改正後のもの
判断基準	「貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(令和7年国土交通省令第6号)の略称
判断基準解説書	「貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」の略称
整備省令	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(令和7年国土交通省令第88号)の略称
規則	国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則(平成17年国土交通省令第100号)の略称
貨物自動車(トラック)	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項の自動車であって、貨物の運送の用に供するもの
運転者(トラックドライバー)	貨物自動車の運転者
集貨場所等	運転者が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所
荷待ち時間	運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、集貨場所等において、荷主、当該場所の管理者及び連鎖化事業者の都合により貨物の受渡しのために待機した時間であって、集貨場所等に到着した時刻から荷役等を開始した時刻までの時間(荷主等の都合により待機した時間に限る)
荷役等	貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いその他の通常貨物自動車の運転の業務に附帯する業務
荷役等時間	運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間(荷役等に従事していない時間を除く。)
荷待ち時間等	荷待ち時間及び荷役等時間
寄託	法においては、倉庫業法第3条の登録を受けた倉庫における貨物の保管を依頼することをいう
倉庫業	倉庫業法(昭和31年法律第121号)第3条の登録を受けて、寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業
倉庫業者	国土交通大臣による登録を受けて倉庫業を営む者
保管量	報告年度の前年度において当該倉庫業者がその倉庫業の用に供する倉庫において寄託を受けた貨物について、報告年度の前年度における入庫ごとにその重量を算定し、当該重量を合算して得た重量
荷主	第一種荷主及び第二種荷主

荷主等	荷主、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者
貨物利用運送事業者	第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第46条第1項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者
第一種荷主	自らの事業(貨物の運送の事業を除く。)に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に貨物の運送を行わせることを内容とする契約(貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。)を締結する者
第二種荷主	<p>①自らの事業(貨物の運送及び保管の事業を除く。②において同じ。)に関して継続して貨物(自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。②において同じ。)を運転者(他の者に雇用されている運転者に限る。②において同じ。)から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者</p> <p>②自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者</p>
連鎖化事業者	定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業者であって、当該契約に基づき、当該契約の相手方(連鎖対象者)と運転者との間の貨物の受渡しの日及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるもの。(フランチャイズチェーンの本部を想定)
貨物自動車運送事業者等	法第三十条第六号に規定する貨物自動車運送事業者等(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者及び同法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。)
貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業

1. 制度の趣旨・概要

物流は、国民生活や経済活動、地方創生を支える不可欠な社会インフラです。しかし、物流分野における人手不足、長時間労働等の厳しい労働環境、価格競争に伴う厳しい取引環境・雇用環境等、物流にまつわる課題は深刻化しています。特に、2024年4月から労働環境改善のため時間外労働の上限規制が適用され、何も対策を講じなければ輸送力不足による物流の停滞が懸念される状況です。

こうした中で、物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的かつ総合的な対策が必要とされ、荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備するため、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)が制定されました。

同法による改正後の物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)では、荷主(発荷主・着荷主)、物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し¹、国がその取組状況について指導・助言、調査・公表を実施することとしました。さらに一定規模以上の荷主、物流事業者(特定事業者)に対しては、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施することとしています。

本手引きは、特定事業者のうち倉庫業者(特定倉庫業者)が行う手続について説明するものです。

2. 必要な手続の解説

特定倉庫事業者が行う必要のある手続は以下のとおりです。全ての手續は、原則として届出システムによりオンラインで行う予定²としておりますが、本手引きは規則に定める様式を解説するかたちで、必要な手續について説明します。届出システムの取扱いについては、準備ができ次第、公表いたします。

届出・指定
(規則第14条)

・倉庫事業者として前年度の貨物の保管量重量が基準重量(70万トン)以上である場合は、国土交通省に届出を行い、特定事業者の指定を受ける(一回のみ・5月末〆)

中長期計画の
策定
(規則第17条)

・荷待ち時間等の全体像を把握し、改善の優先順位・方法を検討
・取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画(毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更が無い限りは5年ごと提出・7月末〆・2026年提出分のみ同年10月末〆)

定期報告の
提出
(規則第18条)

・判断基準の取組状況や荷待ち時間等を把握とともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等を見える化し、関係者の連携を促す(中長期計画策定の翌年度以降毎年度提出・7月末〆)

¹ 元請トラック事業者、利用運送事業者には、荷主が実施する取り組みへの協力を求められた際に応じる義務。

² フォーム入力を基本として押印等は不要。オンライン提出ができない場合は、様式により地方運輸局環境・物流課宛てに郵送。

様式第5. 保管量届出書

倉庫事業者として、前年度に入庫する貨物の保管量の合計の重量が、政令で定める基準重量(70万トン³)以上である場合は、「保管量届出書」(様式第5)を提出いただく必要があります。

- **期限**: 入庫する貨物の保管量合計の重量が基準保管量を上回った年度の翌年度の5月末日

※既に特定倉庫である事業者は、提出不要。(初めて基準重量を上回った年度のみ届出すれば、毎年度届出する必要はなく、指定の解除が行われるまでの間、特定倉庫業者としての指定が継続する。)

- **提出先**: 提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局環境物流課(兵庫県にあっては神戸運輸監理部物流施設対策官、沖縄県にあっては沖縄総合事務局運輸部陸上交通課)

※地方運輸局等は、各事業者様からご提出いただいた様式の内容を確認後、国土交通大臣に提出します。

- **全体の流れ**

②指定の届出(様式第1)を提出
※保管量が基準保管量を上回った
年度の翌年度5月末日まで



- ① 自社の貨物の保管量の重量を算定
※年度単位(4月～3月)
- ④ 特定倉庫事業者として指定
- ③ 届出の内容を確認

- **保管量の合計の重量の算定**

倉庫業者は、届出の要否を判断するために、保管量を算定し、基準保管量と照らす必要があります。この際、特定倉庫業者の基準保管量(70万トン)以上である場合は、規則の様式第5の提出が必要となります。

(1) 算定の対象となる重量

各年度において、届出を行う前年度の貨物の保管量について、入庫ごとに次に掲げる方法で合計の重量を算定してください。

※入庫に当たり、トラックを使用せずに搬入した貨物は、算定の対象になりません。

※実際には自社の倉庫に搬入されず、再寄託先の倉庫に直接搬入された貨物は、算定の対象なりません。

³ 基準重量は、大手の事業者から順に、日本全体の倉庫業での保管量の半分程度を占める事業者を指定するという基本的な考え方の下で設定することとしており、令第9条第3項において定められている。

(2)算定方法

倉庫業者の保管量の重量の算定方法については、規則第13条において、以下①～④のとおり規定されています。

○倉庫業者の保管量の算定方法(規則第13条)

- ① 実測
- ② 対象貨物(令第9条第2項に規定する「対象貨物」をいう。以下同じ。)の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の当該対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算する方法
- ③ 対象貨物に係る寄託契約において重量が定められている場合にあっては、当該重量(令第九条第一項の当該年度の前年度における入庫に係るものに限る。)を入庫ごとに区分する方法
- ④ ①～③の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

保管量の算定方法は、各事業者において事業の特性に鑑みて適切と考えられるものを選択することとなっています。また、重量の算定方法については、保管量や事業に応じて①～④を使い分け、それらを足し合わせて算出する事も可能です。算定方法を届出に記載する必要はありませんが、報告徴収等があった場合は対応できるように整理ください。

なお、様式第5は、貨物の保管量が基準重量以上である場合にその旨をチェックボックス形式で回答することとしており、具体的な重量の数値は任意記載としているため、70万トン以上であることが確実な場合に精緻な算定を求めるものではありません。

参考として、

- ②の「当該対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算する方法」は、倉庫業法施行規則(昭和31年運輸省令第59号)第24条第5項に基づきご提出いただいている「受寄物出入庫高及び保管残高報告書」の記載要領と同様の換算方法(普通倉庫にあたっては1.133 m³をもって1トンとし、冷蔵倉庫にあたっては2.5 m³をもって1トンとする)を含みます。
- ③の「対象貨物に係る寄託契約において重量が定められている場合」は、別紙に貨物の重量を記載する旨が契約書に明記されている場合を含みます。

(3)記載方法

様式第5（第14条関係）

保管量届出書	
国土交通大臣殿	
年　月　日	
住　所	「株式会社」と社名の間はスペースを空けず、(株)は使用しない。また、国税庁HPに掲載されている13桁の法人番号（半角）を記載。
法人名	
法人番号	
代表者の役職名	
代表者の氏名	代理人が提出する場合には委任状を提出（ただし既に提出済み等においてはその写しでも可）
物資の流通の効率化に関する法律第55条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。	
1. 事業者に関する事項	
倉庫業者としての 保管量	名称
主たる貯蔵場所の所在地	〒
保管量 (　年度)	<input type="checkbox"/> 70万トン以上 具体的な数値は任意記載。 万トン
備　考	4月～翌年3月を1年 度とし、基準重量以上 となる区分について、 年度を西暦で記載。
2. 作成担当者連絡先	
所在地	〒
事業所名	
所属部課	書類作成に複数名が関わる場合も、国土交通省からの 問合せ窓口として1名を選び、その者の情報を記載。
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 保管量が物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第9条第3項で定める保管量以上である場合には、保管量の欄にチェックを記入すること。また、指定を受ける場合には、可能であれば具体的な台数を記載すること。
3 次年度以降において、保管量が令第9条第3項で定める数値以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

次年度以降に貨物の保管量重量が基準重量を下回る場合でも、届け出た年度については特定倉庫業者の指定を行った上で、特定倉庫業者指定取消申出書を提出いただき、妥当な場合は翌年度以降の特定倉庫業者の指定を取り消します。

様式第6．特定倉庫業者指定取消申出書

特定倉庫業者は、

- ① 貨物の保管の事業を行わなくなったとき
 - ② 貨物の保管量の合計の重量が基準保管量を下回った場合において、再び当該基準重量以上となることがないと明らかに認められるとき
- は、「特定倉庫業者指定取消申出書」(様式第6)を提出して、特定倉庫業者の指定の取消しを申し出ることができます。

- **期限**:「貨物の保管量の合計の重量が基準保管量を下回った年度」の翌年度に提出してください。
- **提出先**:提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局環境物流課(兵庫県にあっては神戸運輸監理部物流施設対策官、沖縄県にあっては沖縄総合事務局運輸部陸上交通課)

※地方運輸局等は、各事業者様からご提出いただいた様式の内容を確認後、国土交通大臣に提出します。

様式第6（第16条関係）

特定倉庫業者指定取消申出書

国土交通省大臣殿

年　月　日

住 所

「株式会社」と社名の間はスペースを空けず、
(株)は使用しない。また、国税庁HPに掲載され
ている13桁の法人番号(半角)を記載。

法 人 名

法 人 番 号

代 表 者 の 役 職 名

代 表 者 の 氏 名

代理人が提出する場合には委任状を提出
(ただし既に提出済み等においてはその
写しでも可)

物資の流通の効率化に関する法律第55条第3項の規定に基づき、特定倉庫業者の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定倉庫業者の概要等

特定倉庫業者の指定の通知と併せてお知らせする特定倉庫業者ごとの識別番号を記載。

特定倉庫業者 者の概要	特定倉庫業者番号	
	事業者の名称	
	主たる事務所の 所在地	〒
	保管量 (年度)	4月～翌年3月を1年度とし、特定倉庫業者の指定の取消しを申し出る区分について、申出を行う年度の前年度を西暦で記載し、記載した年度の貨物の保管量を右に記載。 万トン
指定の取消 しを申し出 る理由	申出を行う年度及び翌年度の貨物の保管量の重量の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記載。	
備考		

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

書類作成に複数名が関わる場合も、国土交通省からの問合せ窓口として1名を選び、その者の情報を記載。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 2 特定倉庫業者の指定の取消しを申し出る場合には、保管量の欄に、最近の1年度における当該状況を記入すること。
 - 3 特定倉庫業者の指定の取消しを申し出る場合には、保管量の欄に、最近の1年度における当該状況を記入すること。
 - 4 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、保管量が物資の流通の効率化に関する法律施行令第9条第3項で定める保管量以上となる見込みがなくなったときは当年度及び次年度の当該保管量の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

様式第7. 中長期計画書

特定倉庫業者は、判断基準を踏まえ、努力義務である①荷待ち時間の短縮、②荷役等時間の短縮の実施に関する中長期的な計画を作成・提出しなければなりません。

○ 期限:

- 初回は、特定倉庫業者の指定を受けた年度の7月末日。ただし、2026年度は特定倉庫業者の指定件数が多く通知に時間がかかることも踏まえ、10月末日。
- 以後、中長期計画の内容について前年度から変更がないときは、中長期計画を最後に提出した年度から5年を超えない範囲内で定める中長期計画の最終年度の翌年度の7月末日までに提出すれば足りる。
- 提出済みの中長期計画に変更があった場合は、変更があった年度の翌年度の7月末日までに提出。

○ 提出先:当該特定倉庫業者の指定を行った地方運輸局環境物流課(兵庫県にあっては神戸運輸監理部物流施設対策官、沖縄県にあっては沖縄総合事務局運輸部陸上交通課)

※地方運輸局等は、各事業者様からご提出いただいた様式の内容を確認後、国土交通大臣に提出します。

○ 計画期間

特定倉庫業者の指定を受けた年度を初年度とし、5年を超えない範囲内で最終年度を設定してください。年度は4月から翌年3月までとします。また、計画を提出する年度は計画期間に含めてください。

特定倉庫業者の指定



※なお、計画に変更がない場合は5年に1度のみの提出とすることも可能です。例えば、2026年10月末までに2026年4月～2031年3月を実施期間と定める計画を作成・提出し、その後、計画の内容に変更がない場合は、次回の提出は2031年7月において2031年4月からを実施期間と定める計画を提出することが必要です。

○ 記載事項

「I 特定倉庫業者の名称等」のほか、「II 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画」、「III 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画」について、以下の事項を記載してください。

1. 計画内容(必須事項)

判断基準解説書を参照しながら、実施措置、計画内容(具体的な措置の内容、目標等)及び実施時期を記載してください。主要な、又は課題のある貨物の保管量、施設、時期等に重点化した記載としても構いません。既に十分に効率化が図られている場合は今後もその状態の継続に努める、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合等には今後も対策を継続するといった目標を記載してください。

なお、定期報告において改善が進まない事項、施設等について、中長期計画に記載がない場合は、記載を促す指導を行う可能性があります。

2. 参考情報(任意事項)

企業やグループとしての経営計画や、業界の自主行動計画など、計画内容に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等を記入してください。また、計画の実施に当たっての懸念点、他の事業者等と調整を要する事項など参考情報がある場合には、当該情報等を記入してください。

中長期計画書

国土交通大臣殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第56条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定倉庫業者の名称等

特定倉庫業者番号	特定倉庫業者の指定の通知と併せてお知らせする特定倉庫業者ごとの識別番号を記載。	
事業者の名称		
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　ー　　ー　　）	
作成担当者 連絡先	所在地 〒 職名 氏名 電話（　　ー　　） メールアドレス	書類作成に複数名が関わる場合も、国土交通省からの問合せ窓口として1名を選び、その者の情報を記載。
計画期間	(　　)年度～(　　)年 度	<input type="checkbox"/> 計画内容の変更有り 4月～翌年3月を1年度とし、提出する年度を初年度として、5年以内で最終年度を設定。西暦で記

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「特定倉庫業者番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。
3 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直近に提出した計画から変更がある場合は、「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

I 特定倉庫業者の名称等の変更のみの場合は、チェック不要。変更がない場合は、計画期間の終期まで再提出不要。

II 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画

1. 計画内容

実施する措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
トラック予約受付システムの導入	○○営業所に、トラック予約受付システムを導入して荷待ち時間を短縮し、1回の受渡しにおける荷待ち時間の平均を○○分以内とする。	2026 年度～2030 年度
取引先との取り決めによるトラック到着日時の調節	○○事業所においては特定の一社の寄託物を専門的に扱っているため、当該寄託者と協議の上、トラックの到着日時が集中しないよう取り決めを行うことで、1運行あたりの荷待ち時間等の平均時間が 90 分以内に収まるよう取り組んでいる。	2026 年度～2030 年度

(既に十分に達成されている場合)

—	運転者の荷待ち時間の削減について、すでに可能な限り達成できていることから、今後もその状態の継続に努める。	2026 年度～2030 年度
---	--	-----------------

2. その他計画に関する事項及び参考情報

コンテナ貨物における入出荷日時の分散については、外航船の入出港日程に左右されるため、対応が難しい状況。

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

III 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画

1. 計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
荷役等の環境整備	全ての営業所において、バースの利用ルールを見直すことで、フォークリフトの導線を確保し、荷役作業の安全確保と効率化を行う。	2026 年度～2030 年度
荷役前後における貨物の搬出入の迅速な実施	全ての営業所において、荷役前後における貨物の搬出入の手順に係るマニュアルを整備し、従業員に周知する。	2026 年度～2030 年度
荷役等の効率化	寄託者から一環パレチゼーションの申し出があった〇〇営業所においては、当該寄託者から寄託を受けた貨物の保管・荷役に共通のパレットを用いている。	2026 年度～2030 年度
検査の効率化	入出庫の特に多い〇〇営業所において、RF タグを活用し WMS (倉庫管理システム) と連携した検査作業を実施することで、検査時間を短縮する。	2026 年度～2030 年度
商品 A の荷積み及び検査の効率化、荷役環境の整備	商品 A は粘性の高い危険物であり、荷積みに平均 3 時間を要するが、消防法上の管内流速制限があるため、この短縮は困難である。その中でもチェックリストを活用し作業の手戻りがなくなるようにするなど、できる効率化に努めており、これを継続する。	2026 年度～2030 年度

2. その他計画に関する事項及び参考情報

〇〇業界における自主行動計画に準拠。

検査の効率化に当たっては、上記の取組に加えて、賞味期限に基づく出庫順序管理を月単位に大括り化することで作業負担が減少し、より効率的な検査が可能になるため、取引先との協議を行っている。

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

様式第8. 定期報告書

特定倉庫業者の指定を受けた事業者は、毎年度、努力義務への取組状況について、「定期報告書」(様式8)を提出する必要があります。

- **期限**: 特定倉庫業者の指定を受けた年度の翌年度から、毎年度7月末日
- **提出先**: 当該特定倉庫業者の指定を行った国土交通省

○ 記載事項

前年4月から当年3月までの状況について、特定倉庫業者としての取組状況等について、以下の事項を記載してください。

II 荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況(必須事項)

チェックリスト形式で、判断基準への取組状況を記載。荷待ち時間及び荷役等時間の短縮は、自ら管理するすべての施設における状況を回答。各項目の詳細については、判断基準解説書を参照。

III IIの他に実施した措置(任意事項)

IIの各判断基準に規定されている事項以外の物流の効率化に向けた取組を行った場合は記載。

IV 荷待ち時間等の状況等

1 荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について(必須事項)

荷待ち時間等の計測対象は、事業者の負担と取組の実効性の観点から、サンプリングを認める。備考に従い、計測対象をどのように選定したか記載。

2 計測対象施設の一覧(必須事項)

計測対象施設をリスト化し、識別を割り振り。

3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果(必須事項)

荷待ち時間等の計測結果について、計測対象施設の識別ごと、月別に平均時間を記載。

付表 計測対象のうち荷待ち時間等の報告を省略する施設・運行に関する事業の特性等の詳細(必須事項 ※該当がある場合のみ)

計測対象のうち要件を満たすものは荷待ち時間等の報告を省略できます。報告を省略する場合は、備考に従って記載。

4 荷待ち時間等の状況に関する参考情報(任意事項)

荷待ち時間等が長い要因(技術的・制度的課題、取引先との連携等)などを記載。

○ 荷待ち時間等の計測

荷待ち時間、荷役等時間の定義については、判断基準解説書を参照してください。

(1)計測対象施設

法第41条第1項において、倉庫業者が短縮すべき荷待ち時間等は、荷待ち時間にあっては自ら管理する施設又はその周辺の場所におけるものに、荷役等時間にあっては自ら管理する

施設におけるものに限られる⁴とされています。

荷主と倉庫業者とで連携して荷待ち時間等の短縮に努めることを促す趣旨で、倉庫における荷待ち時間等の短縮は、荷主にも努力義務が課されています。

このため、特定倉庫業者として自ら荷待ち時間等の計測を行う必要があります。また、ほかに、荷主から個別に切り分けた荷待ち時間等の計測・提供を依頼される場合があり、その際には、費用分担に関する契約見直しを行ったうえでこれに応じることが望ましいです。

(2) 計測対象のサンプリング

特定倉庫業者自身が管理する全ての施設の全ての受渡しにおいて荷待ち時間等を計測することは、費用や作業負担等の観点から、必ずしも合理的でないケースも想定されます。

このため、全施設全受渡しでの荷待ち時間等の計測が難しい特定倉庫業者においては、取組の実効性の担保を前提として、サンプリング等の手法を用いて報告することを許容しています。サンプリングは、特定倉庫業者自身が荷待ち時間等の現状や課題を認識するために行うものであり、全体の改善につなげていく観点での選定が必要です。なお、法やその他の物流関係法令に基づく調査・指導の中で、特定の施設における長時間の荷待ち・荷役等が指摘された場合は、定期報告における荷待ち時間等の計測対象の設定について指導を行う可能性があります。

① サンプリングの最低値

- ・ 対象施設: 保管量の半分程度を把握することを念頭に、特定倉庫業者自身が管理する全ての施設から、年間における保管量が大きい施設 又は 実態を把握すべき施設
- ・ 対象期間: 四半期ごとに任意の連続した5営業日以上(各四半期中最も売上金額が低い月は対象外)
- ・ 対象受渡し: 原則として対象施設で計測した全ての受渡し

② サンプリングの例

I 対象施設のサンプリングについて

倉庫業者として算定した保管量の半分程度を把握することを念頭に、荷待ち時間等の短縮に向けて把握すべきと考える計測対象施設(入庫高が多い施設、以前にトラック事業者から苦情があった施設等)を選択して行ってください。

II 対象期間のサンプリングについて

前年度の月別の売上に鑑みて、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月以外の月において、連続した5営業日以上を選定し、計測してください。また、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は、施設ごとではなく、事業者全体の売上金額に基づいて判断して構いません

施設ごとに異なる計測対象期間を選定する場合は、1-1の計測対象期間に施設ごとの期間を記載し、1-3の計測結果では施設ごとに選定した期間に対応する月の欄に結果を記載してください。

⁴ また、後述の判断基準第4条第6号において、倉庫業者は関係事業者との連携を図ることが重要であると規定されており、当該以外が管理する施設等における荷待ち時間等の短縮のために、関係事業者等と協力・連携することが必要となる場合があります。

(3) 報告省略

荷待ち時間等の計測対象となる施設数について、1回の受渡しに係る荷待ち時間等が一定時間以内又は業界特性や環境を踏まえて更なる短縮が難しい場合については、報告の省略を可能とすることとしています。

具体的には、

- ① 荷待ち時間等が1時間未満の場合は、荷待ち時間等の報告を省略することが可能
- ※ 1か月(計測対象期間のサンプリングを行う場合は、1つの連続する計測対象期間)の平均が1時間未満であれば報告省略が可能とします。1時間未満であることの確認方法は、計測ではなくドライバーや作業員へのヒアリングでも構いません。
- ② 業界特性等により荷役等時間の短縮が困難な場合は、荷役等時間の報告を省略することが可能

「業界特性等により荷役等時間の短縮が困難な場合」としては、判断基準解説書に列挙された類型のみを認めることとします。②に該当する場合、短縮困難な荷役等時間を除いた荷待ち時間等が1時間未満であれば、①を適用することも可能です。具体的なイメージは以下のとおりです。

- 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて計測し、荷待ち時間と荷役等時間の合計が1時間未満だった場合(荷待ち時間と荷役等時間の配分は問わない)
 - 荷待ち時間及び荷役等時間のいずれも報告省略が可能
- 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて計測し、荷待ち時間が1時間を超える場合
 - 荷待ち時間のみで1時間を超えている場合は荷待ち時間は報告が必要、荷役等時間は時間にかかわらず②による報告省略が可能
- 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けないで計測し、荷待ち時間等が1時間未満だった場合
 - 荷待ち時間等の報告省略が可能
- 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けないで計測し、荷待ち時間等が1時間を超えている場合
 - 荷待ち時間等として報告が必要(参考情報に荷役の特性や平均的な荷役等時間について記載いただければ、定期報告確認時に考慮)

定期報告書

国土交通大臣殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第57条の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 特定倉庫業者の名称等

特定倉庫業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　ー　　ー　　）
作成担当者 連絡先	所在地 〒 職名 氏名 電話番号（　　ー　　ー　　） メールアドレス

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「特定倉庫業者番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。

II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

対象項目	遵守状況		
運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置	(1)-① 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。		
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	以下を目安に回答。 (厳密な定量的把握は不要) ほぼ全て：90%以上 大半：50%以上 90%未満 一部：0%超 50%未満
		具体的な措置の内容	「その他の措置」を実施している場合に記載。項目に合致する場合は記載不要。
	実施していない理由	貨物自動車の到着日時は十分に分散しているため。	
運転者の荷役等時間の短縮に関する措置	(1)-② 倉庫業者が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻を調整すること。		
	各施設における状況の詳細	<input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上 90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超 50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	取引先が特定の事業者に限られているため、取引先との取り決めによって貨物自動車の到着の日時及び時刻を調整することとしている。
		実施していない理由	実施していない場合は、その理由を記載。実施している場合は記載不要。
運転者の荷役等時間の短縮に関する措置	(1)-③ 荷役等に係る停留場所を拡張すること又は貨物の量に応じて適正に確保することその他の措置により、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。		
	各施設における状況の詳細	<input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上 90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超 50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	停留場所を拡張するための土地が不足しているため、既存の停留場所について利用ルールの最適化を実施することとしている。
	実施していない理由	既に停留場所のスペースに余裕があり、荷役が円滑に行われているため。	
運転者の荷役等時間の短縮に関する措置	(1)-④ 荷役等に先行する貨物の搬出又は荷役等に後続する貨物の搬入の手順に係るマニュアルの整備又は周知その他の措置により、当該搬出又は当該搬入を迅速に実施すること。		
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	

		具体的な措置の内容	荷さばき場から倉庫への搬出入に自動化機器を活用し効率化を図ることとしている。
		実施していない理由	荷さばき場から倉庫への搬出入の遅れを原因とする荷役遅れは発生していないため。
(1)-⑤ 荷役等の効率化を図ること。			
(1)-⑤-1 フォークリフトを適切に配置すること。		各施設における状況の詳細	
		<input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上 90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超 50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 該当なし	
(1)-⑤-2 荷役等を行う人員を適切に配置すること。		各施設における状況の詳細	
		<input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上 90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超 50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(1)-⑤-3 発送先の荷主ごとに有償で貨物を仕分けして運転者に引き渡すこと。			
実施状況の詳細		<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 該当なし	
(1)-⑤-4 から一貫パレチゼーションの実現のためにパレットを使用したい旨の申出があった場合において有償でこれに協力すること。			
各施設における状況の詳細		<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 該当なし	
(1)-⑤-5 (1)-⑤-1～4 以外の措置により、荷役等の効率化を図ること。			
実施状況の詳細		<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	具体的な措置の内容 「(1)-⑤-1～4 以外の措置」を実施している場合に記載。項目に合致する場合は記載不要。
		<input type="checkbox"/> 実施していない理由 (1)-⑤-1～4 いずれも実施していない場合に記載。いずれかを実施している場合の記載は任意。	
(1)-⑥ 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査を効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。			
実施状況の詳細		<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	

		<input type="checkbox"/> 該当なし
	具体的な措置の内容	検査水準の合理化を行うよう荷主に働きかけ、商品自体に直接影響のない外装の軽微な汚破損があっても荷受を行うこととしている。
	実施していない理由	貨物の特性上、検査に機械を導入することが困難であるため。
(2)-① 効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うこと。		
	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	実施状況の詳細	具体的な措置の内容
		実施していない理由
(2)-② 従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。		
	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	実施状況の詳細	具体的な措置の内容
		実施していない理由
実効性の確保		(2)-③ 運転者の荷待ち時間等並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。
	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	実施状況の詳細	具体的な措置の内容
		実施していない理由
(2)-④ 荷主、連鎖化事業者又は貨物自動車運送事業者等に対し、(1)-①～⑥の取組その他の運転者の荷待ち時間等の短縮のための取組に関する提案をすることができる場合にあっては、当該提案をするとともに、これらの者から当該提案を受けた場合にあっては、当該提案に基づき必要な措置を講ずること。		
	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	実施状況の詳細	具体的な措置の内容
		荷主、連鎖化事業者又は貨物自動車運送事業者等に対し提案をした、若しくは提案を受け実施した取り組みの内容を記載。

		実施していない理由	貨物自動車運送事業者から検査基準の見直しを提案されたが、荷主との協議に時間をしており、実現には至っていない。
(2)-⑤ 物資の流通に係るデータの標準化を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
			(2)-⑥ 無人搬送車を導入することその他の措置により、貨物自動車関連事業者の管理する施設における作業の自動化を図ること。
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	具体的な措置の内容	自動倉庫の導入を行っている。
		実施していない理由	貨物の特性や施設の規模を鑑みて、自動化機器の導入が効果的でないため。
			(2)-⑦ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図ること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	具体的な措置の内容	
		実施していない理由	

- 備考 1 「具体的な措置の内容」は、補足がある場合の任意記載欄であるが、各号に例示された取組以外の措置を講じている場合は必ずその内容を当該欄に記載すること。
- 2 「実施していない理由」は、「実施していない」を選択した場合のみ記載すること。なお、各号に例示された取組の一部又は全部を実施しており、かつ、それ以外の措置を実施していない場合においては、「実施していない理由」の欄の記載は任意とする。
- 3 「到着時刻表示装置」とは、施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報をを利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。
- 4 「一貫パレチゼーション」とは、輸送、荷役又は保管の各段階において同一のパレットを使用することをいう。

5 「無人搬送車」とは、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両をいう。

III IIの他に実施した措置

対象項目	措置の内容
運転者の 荷待ち時間の 短縮に関する 措置	<p>該当がなければ空欄で構いません。</p>
運転者の 荷役等時間の 短縮に関する 措置	<p>海上コンテナについて、台切りを推奨している。</p>

備考 IIの他に実施した措置がある場合に記入すること。

IV 荷待ち時間等の状況等

1 荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について

選定の種類	選定の考え方等について
計測対象施設	自ら管理する施設の数：自社倉庫〇か所 当社では、2025 年度において、入庫量が約 80 万トンあり、その半分にあたる約 40 万トン分の取扱貨物の受渡しを把握できるよう施設を選定する。施設ごとの取扱貨物重量が大きい順に選定し、30 万トンを取り扱う B 号倉庫及び 10 万トンを取り扱う C 物流センターを計測対象とする。
計測対象期間	4 半期ごとに売上額が最も低い月は除外した上で、以下を計測対象とした。 ・2026 年 4 月 6 日～10 日 ・2026 年 7 月 6 日～10 日 ・2026 年 10 月 5 日～9 日 ・2027 年 1 月 11 日～15 日
計測対象受渡し	全ての受渡しを計測。

備考 荷待ち時間等の計測について、サンプリングによる計測を行う場合、計測対象の最低値は以下のとおりとし、その選定方法や、計測対象を変更した場合における変更理由を「選定の考え方等について」に記載すること。

- ・対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定倉庫業者自身が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の保管量の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設
- ・対象期間：四半期ごとに任意の連続した 5 営業日以上（前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外）
- ・対象受渡し：原則として対象施設で計測した全ての受渡し

2 計測対象施設の一覧

識別	施設の名称	施設の住所	計測手法 (任意)
1	B 号倉庫	・・・	
2	C 物流センター	・・・	

3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果

識別	1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間（分）											
	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1	荷待ち時間	x			x							
	荷役時間	y			y							
	荷待ち時間等	-			-							

2	荷待ち時間	-			-							
	荷役等時間	-			-							
	荷待ち時間等	z			z							

- 備考 1 2の「施設の名称」の欄には、1の「選定の考え方等について」において「計測対象施設」の欄にて選定した計測対象施設について、施設の名称を記入すること。なお、欄が足りない場合には、欄の追加を行うこと。
- 2 2の「計測手法」の欄には以下①～⑤から該当する番号を1つ選択して、記載すること（複数選択可）。
- ①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測
 - ②受付簿等により計測
 - ③計測要員による記録により計測
 - ④トラックドライバー等からの情報提供により計測
 - ⑤その他の手法により計測
- 3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては月別に算出し報告することとするが、報告する期間を選定した場合においては連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における1回の受渡しに係る荷待ち時間等の合計時間（付表に記載の受渡し分を除く。）」を「連続して計測した期間における計測対象施設での受渡しの回数の合計（付表に記載の受渡し分を除く。）」で除すること。
- 4 荷待ち時間と荷役等時間を分けて報告する場合は、「荷待ち時間等」の欄には「-」を記入すること。荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は、荷待ち時間等のみを記載し、「荷待ち時間」の欄及び「荷役等時間」の欄には「-」を記入すること。

付表 計測対象のうち荷待ち時間等の報告を省略する施設・受渡しに関する事業の特性等の詳細

識別	報告省略の理由	安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由
1	②	粘度の高い危険物であり、荷卸し・安全確認に時間を要するものとして判断基準解説書に挙げられている。
2	①	

- 備考 「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載することとし、②と記載した場合においては、「安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由」の欄に理由を記載すること。
- ①荷待ち時間等が1時間未満
 - ②業界特性等の理由

4 荷待ち時間等の状況に関する参考情報

〇〇倉庫は一部区画において坪建保管をしており、当該区画で保管する貨物の入出庫作業や荷役作業は全て寄託者が行っているため、当該受渡しについては計測の対象外としている。

備考　自らが管理する施設数に増減があった場合に、その旨及び理由を記入すること。また、その他荷待ち時間等の状況に関し、参考となる情報を記入すること。

3. 指導・助言や罰則等の措置について

国土交通大臣は、法律の規定に基づき、倉庫業者に対して以下の対応を行うことができます。

○指導・助言 **※全ての倉庫業者が対象**

- 運転者の荷待ち時間等の短縮を図る措置の適確な実施を確保するために、倉庫業者に対して、判断基準を勘案して必要な指導・助言を行うことができる。(法第 54 条第 1 項)

○報告徴収・立入り検査

- 特定倉庫業者への指定や取消しを行うために、倉庫業者に対して、貨物の保管量の状況に関して報告をさせることができ、また倉庫業者の事務所等への立入検査を行うことができる。(法第 59 条第 1 項)
- 勧告又は命令を行うために、特定倉庫業者に対して、運転者の荷待ち時間等の短縮を図る措置の実施の状況に関して報告をさせることができ、また倉庫業者の事務所等への立入検査を行うことができる。(法第 59 条第 2 項)

○勧告・公表・命令

勧告

- 特定倉庫業者の運転者の荷待ち時間等の短縮を図る措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分である場合は、特定倉庫業者に対して勧告を行うことができる。(法第 58 条第 1 項)

公表・命令

- 勧告に従わない特定倉庫業者に対して、その旨を公表することができる。(法第 58 条第 2 項)
- 勧告を受けた特定倉庫業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、当該措置を行う命令を行うことができる。(法第 58 条第 3 項)

○罰則

以下に該当する場合は50万円以下の罰金

- 特定倉庫業者の指定基準保管量を上回る倉庫業者が、特定倉庫業者の指定に係る届出を行わない又は虚偽の届出をした場合 (法第 76 条第 1 号)
- 中長期計画を提出しない場合 (法第 76 条第 2 号)
- 定期報告を行わない又は虚偽の報告をした場合 (法第 76 条第 3 号)
- 報告徴収の際に報告をしない又は虚偽の報告をした場合 (法第 76 条第 4 号)
- 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合 (法第 76 条第 4 号)

以下に該当する場合は100万円以下の罰金

- **命令に違反**した場合（法第75条第1号）

4. よくある質問について

Q1. 倉庫業者や貨物自動車関連輸送事業者は、物流効率化法上の「荷主」に該当することもあるのか。荷待ち時間・荷役等時間の詳細について教えてほしい。

→ これらの事業者は、「貨物の運送及び保管の事業」のためにトラックドライバーとの貨物の受渡しを行っているため、本法における荷主には該当しません。ただし、例えば、倉庫業者において寄託物を移動させるためにトラック事業者と契約する場合など、トラックドライバーに貨物の運送を行わせることを内容とする契約を締結する場合は、本法における荷主に該当します(第一種利用運送事業者としてトラックを手配する場合は該当しません)。

Q2. 荷待ち時間・荷役等時間の詳細について教えてほしい。

(1)「受付時間内に到着すること」等を指示していた場合に、受付開始時刻(開門時刻)よりも前にトラックが到着したときは、荷待ち時間の起算点はどのように考えればよいか。

→ 受付時間(○時～○時まで)をトラック事業者に対し明示的に指示していた場合「時間帯」を指示していることに該当するため、トラック事業者の運行計画として受付開始時刻よりも前に到着した場合は、受付開始時刻が荷待ち時間の起算点となります。

(2)指示時刻等よりも前にトラックが到着した場合は、荷待ち時間の起算点はどのように考えればよいか。

→ トラック事業者の運行計画等の都合で指示時刻等よりも前に到着した場合は、指示時刻等から荷待ち時間を起算します。なお、例えば、倉庫業者が到着時刻の伝達をしていた場合に、伝達された時刻よりも前に毎回2時間以上の待機時間が発生している運行に対し、トラック事業者が倉庫業者へ交渉等をしたにも関わらず伝達時刻の改善等が図られない場合などは、実質的に伝達がないものと考えられ、到着時刻から荷待ち時間を起算することとなる可能性があります。

(3)指示時刻等よりも前に到着し、指示時刻等よりも早く荷役等が終了した場合、荷待ち時間等はどのように考えればよいか。

→ この場合、荷待ち時間は0になります。この場合も、荷役等時間は、荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間(荷役等に従事していない時間を除く。)です。

(4)到着後、トラックドライバーが昼食休憩等をとった場合、その休憩時間は荷待ち時間に該当するのか。

→ トラックドライバーが集貨場所等に到着した後、業務上の指示等により休憩する時間などは、荷待ち時間に含まれません。

(5)到着後、受取施設休憩時間の間、荷卸しができず待機した時間は荷待ち時間に該当するのか。

→ 荷待ち時間は、荷主等の都合により貨物の受渡しのために待機した時間であるところ、荷主等の休憩時間は、荷待ち時間に含まれます。(荷主等の休憩時間に到着することを避けるように貨物自動車運送事業者等に協力を求める等の対応が考えられます。また、トラック事業者の運行計画の都合で休憩時間内に到着したようなときは、休憩時間の終了時刻から起算します。)

(6)集貨場所の周辺で待機している時間は荷待ち時間に該当するのか。

→ 「荷待ち時間」は、「集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所」において待機した時間(法第30条第4号)であることから、周辺で待機している時間も荷待ち時間に含まれま

す。(ただし、指示時刻等よりも前に周辺の場所に到着した場合は、指示時刻等から起算します。)

(7) トラック事業者側の事情で到着が遅れた際に、その日の最後の順番で荷役を受け付けた場合、荷待ち時間はどのようになるのか。

→ トラックドライバーの拘束時間を短縮する観点からは、到着が遅れた際に過度に待機時間を長引かせるような運用は可能な範囲で避けていただきたいと考えております。

「貨物自動車関連事業者判断基準の解説書」p11に記載のとおり、トラックドライバーの到着の遅れに起因して荷役等の順番が後ろ倒しとなり生じた追加的な荷待ち時間は、荷待ち時間に含まれませんが、意図的に過度な長時間の荷待ちを強要した場合は、荷待ち時間に含まれる可能性があります。

(8) トラック予約システム等がなければ到着時間の指示等を行ったことにならないのか。

→ トラック予約システム等による指示に限定するものではありません。

(9) 貨物自動車関連事業者が荷役等を行う場合、荷役等時間に該当するのか。

→ 迅速に車両を動かせるような状態での待機や荷役作業中の立ち会いが要求されているなど、業務から完全に離れることができず、実質的に休憩がとれていない時間は荷役等時間に含まれます。

(10) 運送会社側の必要性から行う作業(荷物の養生作業、シート掛け等)にかかる時間は荷役等時間に該当するのか。

→ 輸送の安全を確保するために運転業務と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等については、荷役等に該当せず荷役等時間に含まれませんが、荷主等から特別の指示を受けて行うものに関しては荷役等時間に該当します。

Q3. 荷待ち時間・荷役等時間の把握の仕方について教えてほしい。

(1) 貨物自動車関連事業者は1運行の荷待ち時間等(貨物自動車関連輸送事業者は荷役等時間のみ。以下同じ。)を把握することが必要なのか。

→ 貨物自動車関連事業者は1運行ではなく1回の受渡しごとの荷待ち時間等を把握することが必要です。

(2) 荷待ち時間と荷役等時間を必ず分けて把握しなければならないのか。

→ 倉庫業者は1回の受け渡しごとの荷待ち時間と荷役等時間の状況を把握した上で、それぞれ改善を行っていく必要があるため、原則としては、荷待ち時間と荷役等時間を分けてそれぞれ把握する必要がありますが、実態として切り分けられない場合等は「荷待ち時間等」として「荷待ち時間」と「荷役等時間」を分けないで把握することも可能とします。

(3) 1つの事業所内に複数の積卸しの場所がある場合、どのように荷待ち時間等を把握すればよいのか。

→ 1つの事業所内にトラックの停留場所を備えた施設が複数箇所あり、1回の運送で複数の施設を回って貨物の積込み又は積卸し等を行う場合は、原則、各施設における荷待ち時間等を把握することとします。ただし、実態として当該各施設での荷待ち時間等を切り分けて計測することができない場合は、1つの事業所全体を1施設として、入構から出構までの時間を「1回の受渡しに係る荷待ち時間等」として把握することも可能とします。(この場合、事業所内を走行する

時間が荷待ち時間等に含まれてしまい、荷待ち時間等を過大に評価してしまう可能性があります。)

(4)荷物の積卸しを1つの場所において、荷卸しと荷積みを行う場合はどのように荷待ち時間等を把握すれば良いのか。

→ 荷卸しと荷積みを並行して行うケースや復荷(帰り荷)の積込みを行うケース、輸送用機器を持ち帰るケースなど、1つの施設内で荷卸しと荷積みの両方を行う場合は、積載効率の向上等に向けた事業者の取組を阻害しない観点から、荷卸しと荷積みを別々に把握することも可能とします。

Q4. 荷役等時間の更なる短縮が難しい事情がある運行として想定されるものは何か。

基本方針において、「荷主等は、1回の受渡しごとの荷待ち時間等について、原則として目標時間を1時間以内と設定しつつ、業界特性その他の事情によりやむを得ない場合を除き、2時間を超えないよう荷待ち時間等を短縮するものとする。」とされています。業界特性として想定されるものは、以下のとおりです。

※ なお、以下の事情に該当する運行が一部あることにより、全ての施設・運行で「やむを得ない場合」があると判断されるものではなく、荷待ち時間等を1時間以内とすることを目指すことができるものについては、これに向けて取り組んでいただくことが必要です。

(1)特殊車両を用い、立会い、洗浄等の附帯作業が必須となる場合

- ローリー車、バルク車等を利用しており、積載する製品の特性(粘土が高い等)や漏洩確認、均平化等の作業上、技術革新がない限り、貨物量によっては荷役等時間を短縮できない。
- ローリー車、バルク車等を利用しており、危険物施設において防爆対応が必要であるためポンプ等を用いずにホースで荷卸しすることから、技術革新がない限り、荷役等時間を短縮できない。

(2)危険物を扱うことから、安全確認のため時間を要する場合

- 納品時の製品サンプリング・分析待ちのため長時間をする。
- ローリー車、バルク車等を利用しており、消防法上、管内流速制限により荷役等時間を短縮できない。

(3)重量物を扱うことから、安全確認等のため時間を要する場合

- 重量物である上に表面に疵がつきやすい製品を扱い、積込み時は作業員の安全・品質を重視した丁寧な対応が必要であり、積込みに時間を要する。
- 重量物かつ長大でクレーンでの吊り上げ等により積卸しする必要があり、荷役時間を短縮することは、技術革新がない限り難しい。

(4)その他業界特性のため、時間を要する場合

- 大型・精密な製品であり、慎重な荷役作業が求められる場合

- 精密機械であり、積み込み～運送～納入・据付の全過程において細心の取り扱いが必要とされるうえ、重量物でもあるため、クレーン数台を同時に用いて、重量バランスを随時調整して荷役作業を行う必要があり、作業に時間を要する。

○アニマルウェルフェア等の観点で配慮が求められる場合

- 生体輸送については、作業員の安全確保や家畜のストレス軽減のため慎重な荷役作業が必要であり時間を要する。

○食品衛生上の検査が求められる場合

- 生乳等の輸送に当たっては、衛生検査の分析待ち等のために時間を要する。

○生活環境の保全上等の観点で配慮が求められる場合

- 飛散流出対策等、生活環境保全上の支障を防止する等の観点から慎重な荷役作業が必要であり時間を要する。

※ 特に冷蔵倉庫業においては、輸出入相手国の商習慣や積載率の向上のために荷主がばら積みで運搬させることの多い海外コンテナや冷凍食品等に関して、荷役に時間を要することがあるが、荷主によるパレット化やその他の働きかけに向けた改善への取り組みを期待する。

(5)環境特性のため、時間を要する場合

- 繁華街や駅構内の店舗など、駐車可能な場所から受渡し場所までが離れており、手運び等が生じる場合は、施設配置等の見直しがない限りその時間の短縮は困難。
-

5. 問合せ先

本制度に関する問合せ先は、以下の通りです。

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室

電話 03-5253-8297

物流効率化法ポータルサイト

物流効率化法に関わる事業者の理解促進に向けて、『物流効率化法理解促進ポータルサイト』(令和7年3月31日公開)において、改正ポイントをとりまとめておりますので、ご覧ください。

URL: <https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>